

第51回定時総会



- 第1号議案 名誉会員の承認を求める件
- 第2号議案 会員の除名の承認を求める件
- 第3号議案 議事運営委員の承認を求める件
- 第4号議案 選挙管理委員の承認を求める件
- 第5号議案 常勤役員要件審査委員の承認を求める件
- 第6号議案 2021年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件
- 第7号議案 法人会員の追加に係る定款改正案の承認を求める件
- 第8号議案 法人会員の会費に係る定款細則改正案の承認を求める件
- 第9号議案 理事定数の変更に係る定款改正案の承認を求める件
- 第10号議案 代表理事に係る定款改正案の承認を求める件
- 第11号議案 役員報酬等委員会の開催要件に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件
- 第12号議案 退任慰労金に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件
- 第13号議案 常勤役員の報酬等以外の処遇に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件
- 第14号議案 役員報酬等の額に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件
- 第15号議案 任意退会の変更に係る定款改正案の承認を求める件
- 報告事項 2021年度監査報告について
組織体制変更方針について
2022年度事業計画・予算について
懲戒規程の改正について
- その他（意見交換）

日 時：2022年6月5日（日）10：00～16：00

場 所：公益社団法人日本理学療法士協会

議 長：林 克郎（神奈川県）

麻田博之（京都府）

総議決権数：300個

議 決 権 数：書面表決16個を含む280個（6月5日10時00分現在）

※本総会は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、代議員および関係者各位の安全確保及び感染防止などの重要性に鑑み、当日の来場を原則お控えいただき、Web会議システムにて開催した。（代議員はWeb会議システムにより出席、もしくは事前の議決権行使（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38・39・41・42・51・52条）により出席し、その議決権を行使した。なお、執行部はWeb会議システムにより本総会に出席した。）

第1号議案 名誉会員の承認を求める件

【提案理由】

本会名誉会員として、北海道理学療法士会、青森県理学療法士会、神奈川県理学療法士会、香川県理学療法士会、大分県理学療法士協会から以下5名の推薦があり、理事会審議の結果、総会への提案が承認された。

名誉会員規程第3条第1項に基づき、5名を名誉会員とすることについて承認をいただきたい。

[推薦会員] 水本善四郎氏、伊藤和夫氏、井上保氏、鍋坂信夫氏、原田禎二氏

【結果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：278（書面表決による賛成16を含む）、反対：0、棄権：10

第2号議案 会員の除名の承認を求める件

【提案理由】

本会定款第9条第2号「この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき」に該当するため、定款第12条第1号の規定により下記の会員の除名について承認を求めたい。

会員A（会員番号：15115386）

<事案>

会員Aは2016年11月に同僚女性を殺害したとして2018年1月に逮捕された。その後2019年11月に第一審で懲役19年とされ、2021年1月には二審で控訴棄却となった。2021年7月には最高裁で上告棄却となり、懲役19年が確定した。

【結 果】

総代議員の議決権数300の3分の2である200個以上の賛成を得たため、定款第17条第2項第1号に基づき、可決された。但し、冤罪の場合は速やかに名誉回復することの附帯決議がなされた。

賛成：241（書面表決による賛成16を含む）、反対：16、棄権：32

**第3号議案
議事運営委員の承認を求める件**

【提案理由】

総会議事運営規程第3条第1項の定めるところにより、次期議事運営委員を選出したい。

[任期] 本総会終了時より第52回定時総会終了時まで。

[選出すべき議事運営委員] 代議員5人、事務局職員1人

代議員（5人）：菅原慶勇（秋田）、舟見敬成（福島）、井上和久（埼玉）、和泉謙二（静岡）、
谷中則之（岡山）

事務局職員：小林圭介（日本理学療法士協会）

【結 果】

当日立候補した5名の代議員を含む6名について、出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：280（書面表決による賛成16を含む）、反対：1、棄権：8

**第4号議案
選挙管理委員の承認を求める件**

【提案理由】

選挙規程第2条第3項の定めるところにより、選挙管理委員を選出したい。

[任期] 選出された定時総会終了時から4年後の定時総会終了時まで（2年ごとに3人ずつ選出）

[選出すべき選挙管理委員]

任期4年：梅本昭英（鹿児島）、高橋俊章（山形）、野々山良輔（東京）
(欠員補充)

任期2年：江本達也（愛知）

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：279（書面表決による賛成16を含む）、反対：0、棄権：9

**第5号議案
常勤役員要件審査委員の承認を求める件**

【提案理由】

常勤役員要件審査委員会規程第4条の定めるところにより、常勤役員要件審査委員を選出したい。

[任期] 本総会終了時より2年後の総会にあたる第53回定時総会前日まで。

[選出すべき常勤役員要件審査委員]

理事もしくは理事経験者（1人）：半田一登（東京）

代議員（4人）：青山 誠（北海道）、赤坂清和（埼玉）、山口良太（兵庫）、善明雄太（福岡）

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：272（書面表決による賛成16を含む）、反対：6、棄権：10

**第6号議案
2021年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件**

【提案理由】

定款第39条の定めるところにより、2021年度事業を報告するとともに、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める。

※事業報告等は次項に続く

2021年度事業総括報告

6月5日の会長就任以降、前会長との引継ぎと円滑な業務執行に注力した1年でした。

今年度も昨年度に引き続きCOVID-19の影響で従来とは異なる組織運営をせざるを得ませんでしたが、挨拶回りや実際の業務を通じて様々な新しい仕組みを構築したことで、大きな支障を発生させなかったことは組織として有益な経験になったのではないのでしょうか。

特に成熟した会議運営を目指す中で、理事会の議長に副会長を指名したことや、代議員などが傍聴できるシステムを開始したことで、理事会改革を大きく推進することができたと思います。さらにWeb形式での会議の運営や議論は昨年度に比べ格段にスキルアップしたと感じております。一方で新たな課題が散見されていることも共有します。

I 職域の強化・防衛と拡大・開拓について

I-1. 閣議決定文章への職名表記

一連の政策提言活動、国の概算要求資料の分析および国の事業予算づくりに合わせた本会事業計画の進め方の構築、立法府への提言資料の作成などについては従来に増して積極的に取り組み、内容もアップデートできました。

国の経済対策で打ち出された閣議決定文章の処遇改善の項目に理学療法士の職名が明記された。このことは、理学療法士に関連する予算や診療報酬等で財源確保を担保できる始まりであることを強調します。

I-2. 2022年度診療報酬改定と2024年度診療報酬・介護報酬同時改定

エビデンスを根拠に一定の成果を得ました。さらに、理学療法とリハビリテーションを峻別していく項目・方向性を打ち出すことができたことは今後の活動に有益になると考えています。

2024年を診療・介護報酬に加え障害報酬のトリプル改定と捉え提案の構造と過程を整理しました。地域医療計画と地域包括ケアシステムの構築に加え、COVID-19や医師の働き方改革を念頭に、とりわけ急性期および在宅分野における理学療法に関して着眼点となることを見込まれます。その目的が国民の福祉の向上と他職種の負担軽減や労働生産性に寄与する理学療法を提案することも確認しました。

I-3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

大分県杵築市などの好事例を収集しました。また、IHEATへの一括登録など保健所や一般財団法人日本公衆衛生協会との具体的連携ができたことは今後の活動に繋がると考えています。

I-4. リハビリテーションに関する小委員会

自由民主党政務調査会厚生労働部会に「リハビリテーションに関する小委員会」が設置され、理学療法士を取り巻く課題を政策課題として提言できたことは、重要なトピックスとして報告します。

Ⅱ 理学療法士の質の向上について

Ⅱ-1. 新生涯学習制度

2022年度から円滑に開始するために都道府県理学療法士会や会員各層に対して周知・説明を繰り返しました。また、各種媒体や外部団体に対して積極的に情宣することで、認定理学療法士制度教育機関は計画を大幅に超える認証が実現しました。今回の制度設計による理学療法士の質向上は、雇用主やその他会員以外から大きく注目、期待されています。

Ⅱ-2. 臨床実習指導者講習会の開催

オンライン開催のプラットフォームを構築し、実行しました。

Ⅱ-3. 2021年度卒業生へのフォローアップ

生活期の小規模事業所等での新人教育研修については、次年度にモデル事業を構築できるように具体的な検討を行いました。

Ⅲ 組織運営強化、その他について

Ⅲ-1. 都道府県理学療法士会の機能強化と新包括的会員管理システム

士会支援係による事務局支援等により都道府県理学療法士会の更なる機能強化の緒に就きました。また、新包括的会員管理システムも周知・説明を繰り返し、事業計画に沿って事業を実施しました。役員の動画配信の積極的活用など、広報の課題解決に着手できました。

Ⅲ-2. 2023年WPT総会開催

WPTの決定で2023年WPT総会日本開催は中止となりました。2025年の開催を代替案とする依頼がありますが、当初本会が計画した当初の目的や横浜大会のような規模感での開催を念頭に置き根気強い交渉をし続けています。

Ⅲ-3. 一般社団法人日本理学療法学会連合との連携

本会から独立した人格を持つ別法人として初めての事業決算がされ、新たな連携の在り方を検討する準備を進めました。

令和3（2021）年度決算報告書案

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	983,017,818	1,094,215,040	△ 111,197,222
未収金	8,229,980	6,109,913	2,120,067
前払金	21,840,244	21,534,740	305,504
仕掛品	16,302,000	32,991,603	△ 16,689,603
立替金	2,621	235,065	△ 232,444
貯蔵品	78,417	140,837	△ 62,420
流動資産合計	1,029,471,080	1,155,227,198	△ 125,756,118
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当積立金	42,599,572	37,663,173	4,936,399
役員退職慰労引当積立金	26,648,000	45,029,333	△ 18,381,333
60周年記念事業積立金	30,000,000	0	30,000,000
財政安定化積立金	255,084,653	219,068,653	36,016,000
特定資産合計	354,332,225	301,761,159	52,571,066
(2) その他固定資産			
建物	363,315,366	370,858,245	△ 7,542,879
建物付属設備	129,685,460	139,812,701	△ 10,127,241
構築物	14,831,825	15,995,794	△ 1,163,969
什器備品	54,008,646	63,916,366	△ 9,907,720
土地	1,129,806,454	1,129,806,454	0
リース資産	3,507,020	4,614,500	△ 1,107,480
ソフトウェア	29,940,863	19,640,294	10,300,569
ソフトウェア仮勘定	991,514,020	731,603,160	259,910,860
敷金	1,056,000	621,000	435,000
長期前払費用	536,709	820,985	△ 284,276
その他固定資産合計	2,718,202,363	2,477,689,499	240,512,864
固定資産合計	3,072,534,588	2,779,450,658	293,083,930
資産合計	4,102,005,668	3,934,677,856	167,327,812
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	84,478,670	71,135,436	13,343,234
前受金	785,689,000	851,132,800	△ 65,443,800
預り金	2,870,282	4,105,281	△ 1,234,999
賞与引当金	13,208,766	11,072,489	2,136,277
リース負債	1,107,480	1,107,480	0
流動負債合計	887,354,198	938,553,486	△ 51,199,288
2. 固定負債			
リース債務	2,584,120	3,691,600	△ 1,107,480
退職給付引当金	42,599,572	37,663,173	4,936,399
役員退職慰労引当金	26,648,000	45,029,333	△ 18,381,333
固定負債合計	71,831,692	86,384,106	△ 14,552,414
負債合計	959,185,890	1,024,937,592	△ 65,751,702
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(285,084,653)	(219,068,653)	(66,016,000)
正味財産合計	3,142,819,778	2,909,740,264	233,079,514
負債及び正味財産合計	4,102,005,668	3,934,677,856	167,327,812

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,676	25,136	△ 20,460
受取会費	1,214,204,000	1,304,626,000	△ 90,422,000
受取入金	37,355,000	40,495,000	△ 3,140,000
受取会費	1,170,827,000	1,258,384,000	△ 87,557,000
受取賛助会費	4,350,000	4,020,000	330,000
受取特別入金	1,672,000	1,727,000	△ 55,000
事業収益	251,627,153	219,911,490	31,715,663
図書販売収益	302,962	160,600	142,362
広告収益	5,544,697	5,137,385	407,312
研修会収益	166,845,500	112,499,400	54,346,100
学術大会収益	0	65,120,550	△ 65,120,550
学術研修大会収益	12,345,500	0	12,345,500
保険集金事務手数料	1,049,442	1,082,806	△ 33,364
資格試験審査料	56,365,100	30,081,700	26,283,400
その他の収益	9,173,952	5,829,049	3,344,903
受取補助金等	1,182,664	100,000	1,082,664
受取国庫補助金	582,664	0	582,664
受取民間補助金	600,000	100,000	500,000
受取寄付金	0	1,000,000	△ 1,000,000
雑収益	84,512,773	23,870,056	60,642,717
受取利息収益	9,457	10,339	△ 882
その他の収益	84,503,316	23,859,717	60,643,599
経常収益計	1,551,531,266	1,549,532,682	1,998,584
(2) 経常費用			
事業費	1,030,474,362	1,018,154,576	12,319,786
役員報酬	49,298,181	50,366,400	△ 1,068,219
給料手当	148,237,704	145,181,883	3,055,821
臨時雇賃金	0	832,539	△ 832,539
賞与	22,068,798	13,290,234	8,778,564
退職給付費用	7,080,559	4,686,000	2,394,559
法定福利費	30,206,798	29,135,514	1,071,284
福利厚生費	555,599	396,538	159,061
派遣遣料	48,641,307	36,148,790	12,492,517
賞与引当金繰入	9,035,834	6,935,500	2,100,334
役員退職慰労引当金繰入額	5,966,380	5,796,000	170,380
会議費	20,301	481,900	△ 461,599
旅費交通費	5,598,415	6,253,634	△ 655,219
通信運搬費	95,037,448	96,873,408	△ 1,835,960
減価償却費	25,122,454	26,601,175	△ 1,478,721
消耗什器備品費	7,242,694	12,325,326	△ 5,082,632
修繕費	45,508	165,560	△ 120,052
印刷製本費	73,876,115	101,826,827	△ 27,950,712
光熱水料	3,070,018	2,227,704	842,314
光賃借料	856,080	7,207,614	△ 6,351,534
会費徴収手数料	30,801,940	26,937,263	3,864,677
会員証発行費	1,577,555	1,883,752	△ 306,197
リース料	315,456	270,580	44,876
諸謝金	37,808,905	42,778,819	△ 4,969,914
諸会費	38,656,250	37,599,086	1,057,164
支払負担金	800,000	800,000	0
支払助成金	79,019,763	33,610,141	45,409,622

支 払 寄 付 金	0	12,000,000	△ 12,000,000
委 託 会 援 助 金	191,426,066	174,290,543	17,135,523
ブ ロ ッ ク ・ 士 会 税	97,856,100	98,499,318	△ 643,218
租 税 公 課	197,085	22,036,250	△ 21,839,165
保 險 料	17,421,258	17,038,525	382,733
手 雑 料 費	2,593,551	3,667,753	△ 1,074,202
管 理 費	40,240	10,000	30,240
役 員 報 酬	287,977,390	323,338,074	△ 35,360,684
給 料 手 当	22,877,653	17,893,600	4,984,053
賞 与 費	64,251,246	61,554,372	2,696,874
退 職 給 付 費	9,829,064	9,386,186	442,878
法 定 福 利 費	3,314,840	4,198,230	△ 883,390
福 利 厚 生 費	13,131,506	13,028,761	102,745
派 遣 料	823,294	639,637	183,657
賞 与 引 当 金 繰 入	16,460,722	12,800,514	3,660,208
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入	4,172,932	4,136,989	35,943
会 議 費	1,853,287	1,104,000	749,287
旅 費 交 通 費	652,787	305,245	347,542
通 信 運 搬 費	7,306,415	4,289,492	3,016,923
減 価 償 却 費	17,096,060	17,530,158	△ 434,098
消 耗 什 器 備 品 費	10,766,766	11,459,719	△ 692,953
修 繕 費	12,871,869	36,940,696	△ 24,068,827
印 刷 製 本 費	47,222	6,212,951	△ 6,165,729
光 熱 水 料 費	9,371,008	8,215,356	1,155,652
賃 借 料	1,182,085	1,129,756	52,329
会 費 徴 収 手 数 料	3,923,002	17,142,838	△ 13,219,836
会 員 証 発 行 費	30,186,840	26,303,881	3,882,959
委 託 費	1,577,555	1,883,752	△ 306,197
リ ー ス 料	26,327,196	23,776,692	2,550,504
手 数 料	121,464	129,686	△ 8,222
租 税 公 課	6,301,523	9,415,704	△ 3,114,181
保 險 料	1,099,184	5,797,242	△ 4,698,058
渉 外 費	811,655	619,969	191,686
諸 謝 会 費	1,380,000	1,795,500	△ 415,500
諸 謝 会 費	11,112,915	17,253,695	△ 6,140,780
災 害 援 助 費	863,300	691,300	172,000
支 払 寄 付 金	258,000	450,000	△ 192,000
雑 費	8,000,000	7,150,000	850,000
	6,000	102,153	△ 96,153
経常費用計	1,318,451,752	1,341,492,650	△ 23,040,898
評価損益等調整前当期経常増減額	233,079,514	208,040,032	25,039,482
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	233,079,514	208,040,032	25,039,482
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	0	300,000	△ 300,000
経常外収益計	0	300,000	△ 300,000
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	4,898,824	△ 4,898,824
経常外費用計	0	4,898,824	△ 4,898,824
当期経常外増減額	0	△ 4,598,824	4,598,824
当期一般正味財産増減額	233,079,514	203,441,208	29,638,306
一般正味財産期首残高	2,909,740,264	2,706,299,056	203,441,208
一般正味財産期末残高	3,142,819,778	2,909,740,264	233,079,514
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,142,819,778	2,909,740,264	233,079,514

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準
賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当積立金	37,663,173	4,936,399	0	42,599,572
役員退職慰労引当積立金	45,029,333	0	18,381,333	26,648,000
60周年記念事業積立金	0	30,000,000	0	30,000,000
財政安定化積立金	219,068,653	36,016,000	0	255,084,653
合計	301,761,159	70,952,399	18,381,333	354,332,225

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する 額)
退職給付引当積立金	42,599,572	-	-	(42,599,572)
役員退職慰労引当積立金	26,648,000	-	-	(26,648,000)
60周年記念事業積立金	30,000,000	-	(30,000,000)	-
財政安定化積立金	255,084,653	-	(255,084,653)	-
合計	354,332,225	-	(285,084,653)	(69,247,572)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	377,143,977	13,828,611	363,315,366
建物付属設備	148,252,066	18,566,606	129,685,460
構築物	16,965,766	2,133,941	14,831,825
什器備品	73,671,269	19,662,623	54,008,646
リース資産	5,537,400	2,030,380	3,507,020
ソフトウェア	43,803,782	13,862,919	29,940,863
合計	665,374,260	70,085,080	595,289,180

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 交付者及び名称	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
厚生労働省 医療勤務環境改善推進事業	-	582,664	582,664	-	—
公益財団法人在宅医療助成 勇美記念財団 在宅医療助成金	-	500,000	500,000	-	—
健康日本21推進全国連絡協 議会 令和3年度普及啓発事業	-	100,000	100,000	-	—
合計	-	1,182,664	1,182,664	-	

附属明細書

1. 特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	11,072,489	13,208,766	11,072,489	0	13,208,766
退職給付引当金	37,663,173	9,951,399	5,015,000	0	42,599,572
役員退職慰労引当金	45,029,333	7,819,667	26,201,000	0	26,648,000

財産目録

令和4年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	手元保管	運転資金として	983,017,818	
		普通預金 三菱UFJ銀行	運転資金として	172,723	
		郵便貯金	運転資金として	926,330,301	
	未収金	医療技術等国際展開推進事業	公益目的事業の医療技術等国際展開 推進事業令和3年度未収分	56,514,794	
		その他	公益目的事業の研修会収入・その他 令和3年度未収金	8,229,980 6,271,481	
	前払金		協会会館火災保険料の令和4年度分	21,840,244	
			会員向け賠償責任保険料の令和4年度分	206,512	
			会館セキュリティ・ファイナンス費用	17,430,150	
			職能事業用調査機器	1,305,546	
	仕掛品	第57回学術研修大会 (富山)	公益目的事業の第57回学術研修大会 令和2年・令和3年度経費分計上	953,232	
			公益目的事業その他経費前払費用	1,944,804	
	立替金	他団体経費	他団体負担分経費・その他立替金	16,302,000	
第58回学術研修大会 (東京)			公益目的事業の第58回学術研修大会 令和3年度経費分計上	16,263,000	
貯蔵品		公益目的事業用のカードの未使用分	39,000		
流動資産合計				2,621	
				78,417	
				1,029,471,080	
(固定資産)	特定資産	退職給付引当積立金	普通預金 三菱UFJ銀行	退職給付引当金見合の引当資産として 管理している。	354,332,225
		役員退職慰労引当積立金	普通預金 三菱UFJ銀行	役員退職慰労引当金見合の引当資産として 管理している。	42,599,572
		60周年記念事業積立金	定期預金 三菱UFJ銀行	公益事業用の資金のために管理している。	26,648,000
		財政安定化積立金	定期預金 三菱UFJ銀行	公益事業用の資金のために管理している。	30,000,000
	その他固定資産	建物	東京都港区六本木7-11-10 795.9平米	公益事業用の資金のために管理している。	255,084,653
				普通預金 三菱UFJ銀行	公益事業用の資金のために管理している。
		建物付属設備	東京都港区六本木7-11-10 排水工事・電気工事他	公益事業用の資金のために管理している。	55,084,653
				共有財産であり、70%は公益目的財産として 公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に 供している。	2,718,202,363
		構築物	東京都港区六本木7-11-10 外構工事他	共有財産であり、70%は公益目的財産として 公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に 供している。	363,315,366
				共有財産であり、70%は公益目的財産として 公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に 供している。	129,685,460
什器備品	東京都港区六本木7-11-10 パソコン、テーブル、キャビネット他	共有財産であり、70%は公益目的財産として 公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に 供している。	14,831,825		
			54,008,646		

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	土地	東京都港区六本木7-11-10	共有財産であり、70%は公益目的財産として公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に供している。	1,129,806,454
	リース資産	複合機リース	共有財産であり、70%は公益目的財産として公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に供している。	3,507,020
	ソフトウェア	演題システム 他	共有財産であり、70%は公益目的財産として公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に供している。	29,940,863
	ソフトウェア仮勘定	会員管理システム構築費用	共有財産であり、70%は公益目的財産として公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に供している。	991,514,020
	敷金	セコム保証金	共有財産であり、70%は公益目的財産として公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に供している。	1,056,000
		借上社宅	管理運営の用に供している。	50,000
	長期前払費用		会館火災保険他 令和5年度(2023年)以降経費	1,006,000
				536,709
固定資産合計				3,072,534,588
資産合計				4,102,005,668
(流動負債)				
	未払金		役員退職慰労金 委託費 通信運搬費 印刷製本費 派遣料 会費徴収手数料 休退会者次年度会費 休退会者次年度会費都道府県士会預り分 諸謝金 その他公益目的事業及び管理目的事業の経費の未払い分	84,478,670 25,001,000 13,560,044 10,670,620 10,380,615 7,373,835 6,359,489 3,932,000 3,596,000 764,063 2,841,004
	前受金	次年度会費 次年度賛助会費 事業収益	公益目的事業の令和4年度の年会費 公益目的事業の令和4年度の賛助会費 公益目的事業の研修会HP掲載料	785,689,000 782,216,000 3,440,000 33,000
	預り金	給与源泉税 会議謝金源泉税 税理士等 講師謝金 住民税 社会保険料 その他	源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 地方税(住民税) 社会保険料預り分 都道府県士会次年度会費	2,870,282 1,217,434 19,596 25,014 167,674 1,368,400 43,164 29,000
	賞与引当金		公益目的事業及び管理目的事業の業務に従事する職員の賞与の引当金である。	13,208,766
	リース債務		公益目的事業及び管理目的事業に使用している複合機のリース債務の令和4年度分である。	1,107,480
流動負債合計				887,354,198
(固定負債)				
	リース債務		公益目的事業及び管理目的事業に使用している複合機のリース債務の令和5年度以降分である。	2,584,120
	退職給付引当金		公益目的事業及び管理目的事業の業務に従事する職員の退職金の引当金である。	42,599,572
	役員退職慰労引当金		公益目的事業及び管理目的事業の業務を執行する役員の退職慰労金の引当金である。	26,648,000
固定負債合計				71,831,692
負債合計				959,185,890
正味財産				3,142,819,778

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：275（書面表決による賛成16を含む）、反対：2、棄権：11

第 7 号議案

法人会員の追加に係る定款改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第 5 条（法人の構成員）】：法人会員の追加

士会活動を基盤とした一体的組織の構築を実現するため、また、本会と都道府県理学療法士会の機能分化を明確にし、均一なマネジメントを確立するため、都道府県理学療法士会たる法人を本会の会員とする法人会員を設立し、定款第 5 条にも法人会員の定めを設ける。

【結 果】

総代議員の議決権数300の 3 分の 2 である200個以上の賛成を満たさなかったため、定款第17条第 2 項第 3 号に基づき、否決された。

賛成：161（書面表決による賛成16を含む）、反対：105、棄権：23

第 8 号議案

法人会員の会費に係る定款細則改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【Ⅱ（会費に関する項）】：法人会員の会費に関する定め追記

都道府県理学療法士会を本会の会員とする法人会員の設立に伴い会員区分が変更となるため、法人会員の会費の取扱いについて定款細則Ⅱに、法人会員の会費は徴収しない旨の規定を設ける。

【結 果】

第 7 号議案「法人会員の追加に係る定款改正の承認を求める件」の否決にともない、本議案は取り下げとなった。

第 9 号議案

理事定数の変更に係る定款改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第19条（役員の配置）】：理事定数の変更

本会の事業数をもとにした常務理事の想定業務量、都道府県理学療法士会の法人会員化を背景とした士会代表理事の導入により、理事定数を変更する。

2. 【第20条（役員の選定）】：文言の変更

第20条について、「役員の選定」以外にも「選任」の内容が含まれているため、「役員の選任及び選定」に文言変更する。

【結 果】

第 7 号議案「法人会員の追加に係る定款改正案の承認を求める件」の否決にともない、本議案は取り下げとなった。

第 10 号議案

代表理事に係る定款改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第19条（役員の配置）】：代表理事の変更

公益法人移行後においては、過渡期であったため代表理事を会長、副会長としていたが、会長、副会長、専務理事、常務理事の業務分掌を整理することにより、代表理事は会長のみに変更する。

【結 果】

総代議員の議決権数300の 3 分の 2 である200個以上の賛成を得たため、定款第17条第 2 項第 3 号に基づき、原案の通り可決された。

賛成：265（書面表決による賛成16を含む）、反対：1、棄権：23

第 11 号議案

役員報酬等委員会の開催要件に係る 役員報酬等規程改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第 5 条（役員報酬等委員会）】：役員報酬等委員会の開催要件の変更

第 1 項に定める役員報酬等委員会の開催について、「総会の諮問を受け」ることによるとの定めから、現状の運用に鑑み、「総会又は理事会の意を受け」ることへ変更する。

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第 1 項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：173（書面表決による賛成16を含む）、反対：90、棄権：27

第 12 号議案

退任慰労金に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第 7 条（退任慰労金）】：退任慰労金の支給要件の変更について

退任慰労金の支給要件について、従来から、常勤役員が退任し役員でなくなった場合としていたところ、その意を解しにくい定めとなっていたことから、「その地位を離れた場合」を「役員でなくなった場合」に変更する。

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第 1 項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：261（書面表決による賛成16を含む）、反対：11、棄権：17

第 13 号議案

常勤役員の報酬等以外の処遇に係る 役員報酬等規程改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第10条（常勤役員の報酬等以外の処遇）】：常勤役員の報酬等以外の処遇の変更

常勤役員の報酬等以外の処遇について、以下4点の変更を行う。

- ①常勤役員の住居を本会が準備することができる場合について、「自宅以外に住居が必要な場合」から「世帯同居者を遠隔地に残し、単身で本会常勤役員に就く者」と変更する。
- ②出張経費の精算及び宿泊日当の支給に係る定めについて、現状の運用に鑑み、旅費規程によることと変更する。
- ③常勤役員にあったものが役員でなくなったときの定めについて、本規程の目的に係る内容とは異なるため、削除する。
- ④常勤役員の医療保険に係る定めについて、別に役員等慶弔見舞金規程が定められていることから、削除する。

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：274（書面表決による賛成16を含む）、反対：3、棄権：12

第 14 号議案

役員報酬等の額に係る役員報酬等規程改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

【役員報酬等の額】：役員報酬等の額の変更について

非常勤役員の報酬額について、現状の会務を踏まえ係数を削除するとともに、副会長については、代表権の付与がなくなることを踏まえ17万円から16万円に減額する。

また、業務執行権を有さない理事（一般理事）については、他団体との均衡等を考慮し、7万円から2.5万円に減額する。

【結 果】

出席した代議員の議決権数のうち過半数以上の賛成を得たため、定款第17条第1項に基づき、原案の通り可決された。

賛成：204（書面表決による賛成16を含む）、反対：64、棄権：21

第 15 号議案

任意退会の変更に係る定款改正案の承認を求める件

【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

1. 【第 8 条 (任意退会)】：懲戒規程の参照条項数の修正

定款第 8 条では、懲戒規程第13条で規定する対象に該当する会員について任意退会を適用しないこととしているが、懲戒規程が修正され令和 5 年度定時総会終結時から施行されることとなり、条項数が第 13 条から第11条に変更となったことから、定款本条も修正する。

【結 果】

総代議員の議決権数300の 3 分の 2 である200個以上の賛成を得たため、定款第17条第 2 項第 3 号に基づき、原案の通り可決された。

賛成：275（書面表決による賛成16を含む）、反対：0、棄権：13

報告事項 1. 2021年度監査報告

監事より2021年度監査報告がなされた。

報告事項 2. 組織体制変更方針

士会活動を基盤とした一体的組織の構築を実現するため、また、本会与都道府県理学療法士会の機能分化を明確にし、均一なマネジメントを確立するため、都道府県理学療法士会たる法人を本会の会員とする法人会員を設立することが説明された。

また、法人会員を前提として、都道府県理学療法士会から選出される理事を導入し、ともに事業立案・計画を行い、それら事業執行に際し、適正な監視（判断）ができるような体制構築を目指すことが説明された。

報告事項 3. 2022年度 事業計画

2022年度も新興感染症に対する対応とともにCOVID-19で明らかとなった我々を取り巻く課題解決と獲得されるイノベーションを常態化することが必要です。そのため、本会事業も継続すべきこと、修正すべきこと、一度終止符を打つこと、新たに組み立てること、とメリハリを利かせざるを得ないと判断しています。それ以上に、今までと異なる枠組み、あるいはアウトカムを定めて事業を計画する実践知を求めていく姿勢が必要です。

国の予算案工程をさらに研究し、その動きに対応しつつ、昭和・平成理学療法史の総決算と次の10年の為の事業を立案し、国民の幸福に寄与する理学療法が全国津々浦々で展開され、会員の心が豊かになるための事業計画を今年度から目指します。

I 共 通

公益社団法人として公共事業の強化は1丁目1番地です。また、職能団体として組織率は社会的評価の最たるものであり、その改善に取り組みます。協会事業は多岐にわたり、会員の求める広報も多様化しており、国民への周知も求められます。つなぐ、そして、タイムリーな広報を柔軟に取り組みます。

II 理学療法士の職域の強化・防衛と拡大・開拓

II-1. 理学療法士関連事業・予算獲得

2021年11月19日に開催された臨時閣議において「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、処遇改善に関して「理学療法士」の名称が明記されました。これが終わりではなく、この閣議決定を根拠として、理学療法士の職域の強化・防衛ならび拡大・開拓に資する事業検証・提案や渉外・要望などの活動を積極的に展開していきます。

II-2. 2024（令和6）年度診療・介護・障害報酬同時改定

2022年度診療報酬改定を受けた活動、つまり社会的評価を受けた技術の恒常化に取り組みます。一方で、2024年度トリプル改定に向けた準備をすべく、診療報酬、介護報酬同様、障害福祉サービス報酬等に関するセクトを位置づけ、理学療法士だから気づくトリプル改定の提案を実行するための準備を早急に開始します。

II-3. 多様性と国際化

平均年齢34歳の13万人会員を強みとした協会事業を展開しなければなりません。20歳代から70歳代・80歳代の会員の生活と尊厳を守り、理学療法が社会保障の一翼を担う絶好の機会にきています。年代やライフイベントに応じた働き方を社会実装化し、国内のみならずアジア・アフリカ諸国を中心とした国際的に活躍できる環境が期待されています。

III 理学療法士の質の向上

III-1. 新生涯学習制度の開始と社会的評価の獲得

新生涯学習制度が新包括的会員管理システムと連動して開始されます。この制度が会員各位に有益となるように離陸することに努めます。また、協会会員としての最低限必要な登録理学療法士、さらに研鑽している認定理学療法士、専門理学療法士への円滑な移行とその社会的評価の獲得に努めます。

III-2. 卒前教育・卒後研修の一体化（シームレス化）

卒前教育・卒後研修における共通の評価制度を作成し、全国的に一定の水準を確保することとともに、連続性を考慮した教育・評価体制について検討し、協会発信の卒前教育・卒後研修の一体化（シームレス化）の推進をはかる必要があります。2022年度は、卒前における臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-OSCE）の普及活動も注力します。

Ⅲ-3. 理学療法標準評価の確立

理学療法標準評価の卒前教育および卒後の職場教育におけるOJTへの活用を検討するとともに、協会事業のなかで位置づけを明確にしていくことが必要となります。そのことで医療・介護・障害に係る報酬制度や仕組み等の提案につなげる端緒とします。

Ⅳ 組織運営強化

Ⅳ-1. 協会と都道府県理学療法士会の役割

国の予算や政策立案ならび制度実施工程に準じて協会事業を執行する協会と都道府県理学療法士会の現実的な連携と効率的に今まで以上に取り組みます。

Ⅳ-2. 市区町村理学療法士会の整備

日本医師会は理学療法士の活躍を評価しています。その評価をより高めるためにも、都道府県レベル、市区町村レベルでの組織的活動が我々の構えとして必要不可欠です。そのためにも市区町村理学療法士会の整備は喫緊に解決すべきであり、その支援を行います。

Ⅳ-3. 会費外収入の強化

本会予算における収入はほぼ会費です。公益法人として公益活動を積極的に行うためには、従来の考え方から脱却する必要があります。会費外収入について抜本的な検討を開始します。

2022年度事業計画

公益社団法人日本理学療法士協会

1. 国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防に資する事業 予算額（円） 203,025,000

2022年度事業名	
1) 各種知識・技術の啓発支援事業	
運動器の健康・日本協会	
学校保健推進事業	
介護予防推進事業	
(障がい者) スポーツ支援推進事業	
2) 理学療法の普及事業	
チーム医療の普及に関する事業	
組織委託費（生涯学習、理学療法週間）	
Web、広報誌等による理学療法普及事業	
国際福祉機器展での広報啓発活動	
理学療法の日啓発費用	
3) 理学療法の標準化事業	
理学療法の標準化（標準評価の確立含む）	
4) リハビリテーション政策立案事業	
リハビリテーション専門職団体協議会	
予防領域での理学療法士の活用環境整備・検討事業	
5) 制度改正の正しい理解・普及事業	
病期別理学療法モデル構築・普及促進事業	
6) リハビリテーション発展に寄与する助成事業	
障害者団体への助成事業	

2. 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業 予算額（円） 184,176,000

2022年度事業名	
1) 理学療法士の学術技能向上事業	
リカレント事業支援	
理学療法の普及のための講習会・研修会事業	
理学療法士の学術技能のための効果的な資料開発・運営関連事業	
新人教育プログラム、認定・専門理学療法士関連事業	
2) 学術・研究普及事業	
学術誌発行事業	
学術情報提供事業	
3) 学会事業	
学術大会・研究会等の開催	
第57回学術研修大会事業	
4) 理学療法科学の発展に寄与する助成事業	
理学療法研究助成事業	

3. 国際協力及び貢献に資する事業 予算額（円） 36,842,000

2022年度事業名	
1) 国際協力事業	
健康構想・国際協力・関係醸成関連事業	
グローバルイノベーション・国際交流・人材育成関連事業	
2) 国際調査・情報収集事業	

4. 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業 予算額 (円) 18,704,000

2022年度事業名
1) 教育に資する事業
臨床実習指導者講習会事業
リハビリテーション教育評価機構支援事業
理学療法士養成校の記念品贈呈事業
指定規則改定等検討事業
日本理学療法士教員協議会事業
教員養成長期講習会支援事業

5. 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業 予算額 (円) 142,497,000

2022年度事業名
1) 調査事業
国庫補助金事業
診療報酬・介護報酬等各種調査研究事業
理学療法士の労働環境改善調査事業
理学療法に関する調査事業
2) 情報収集および広報事業
ファックス通信
ニュース発行
メールマガジン配信事業
HP構築事業
理学療法白書編集発行

その他事業 予算額 (円) 18,750,000

2022年度事業名
1) その他事業
理学療法士賠償保険全員加入
理学療法士賠償保険任意加入徴収

令和4年度(2022年)収支予算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

公益社団法人日本理学療法士協会

(単位:円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	30,000	80,000	△ 50,000
特定資産受取利息	30,000	80,000	△ 50,000
受取入会金	44,500,000	41,000,000	3,500,000
受取入会金	43,500,000	40,000,000	3,500,000
受取特別入会金	1,000,000	1,000,000	0
受取会費	1,208,800,000	1,173,680,000	35,120,000
受取会費	1,204,800,000	1,169,680,000	35,120,000
受取賛助会費	4,000,000	4,000,000	0
事業収益	160,579,000	298,057,000	△ 137,478,000
図書販売収益	600,000	20,000	580,000
広告収益	550,000	5,222,000	△ 4,672,000
研修会収益	128,052,000	188,468,000	△ 60,416,000
学術研修大会収益	18,627,000	22,237,000	△ 3,610,000
その他の収入	12,750,000	82,110,000	△ 69,360,000
受取補助金等	20,000,000	20,000,000	0
受取国庫補助金	20,000,000	20,000,000	0
雑収益	29,280,000	29,430,000	△ 150,000
保険事務手数料	1,120,000	1,120,000	0
その他の収益	28,160,000	28,310,000	△ 150,000
経常収益計	1,463,189,000	1,562,247,000	△ 99,058,000
(2) 経常費用			
事業費	1,183,931,000	1,227,286,000	△ 43,355,000
役員報酬	51,567,000	62,639,000	△ 11,072,000
給料手当	151,984,000	135,000,000	16,984,000
臨時雇賃金	2,287,000	8,289,000	△ 6,002,000
賞与	20,944,000	16,565,000	4,379,000
賞与引当金繰入額	10,472,000	8,288,000	2,184,000
退職給付費用	10,360,000	5,600,000	4,760,000
役員退職慰労引当金繰入額	6,355,000	8,190,000	△ 1,835,000
法定福利費	33,040,000	32,900,000	140,000
派遣料	40,000,000	29,400,000	10,600,000
会議費	940,000	1,780,000	△ 840,000
旅費交通費	29,307,000	41,085,000	△ 11,778,000
通信運搬費	96,037,000	142,903,000	△ 46,866,000
減価償却費	168,000,000	68,600,000	99,400,000
消耗什器備品費	3,330,000	6,610,000	△ 3,280,000
修繕費	140,000	350,000	△ 210,000
印刷製本費	44,662,000	100,278,000	△ 55,616,000
光熱水料費	4,200,000	4,200,000	0
リース料	1,755,000	1,260,000	495,000
賃借料	7,110,000	6,840,000	270,000
諸謝金	20,782,000	40,601,000	△ 19,819,000
諸会費	36,557,000	36,204,000	353,000
支払負担金	7,430,000	7,205,000	225,000
支払助成金	114,440,000	102,410,000	12,030,000
委託費	159,532,000	199,004,000	△ 39,472,000
士会援助金	83,500,000	83,000,000	500,000
ブロック援助金	15,850,000	15,850,000	0
保険料	18,750,000	19,200,000	△ 450,000
手数料	8,400,000	8,400,000	0
租税公課	3,500,000	4,200,000	△ 700,000
会費徴収手数料	32,500,000	30,000,000	2,500,000
雑費	200,000	435,000	△ 235,000

科目	当年度予算額	前年度予算額	増減
管理費	410,402,000	375,315,000	35,087,000
役員報酬	24,303,000	20,401,000	3,902,000
給料手当	65,136,000	60,000,000	5,136,000
賞与	8,976,000	7,095,000	1,881,000
賞与引当金繰入額	4,488,000	3,552,000	936,000
退職給付費用	4,440,000	2,400,000	2,040,000
役員退職慰労引当金繰入額	2,070,000	1,560,000	510,000
法定福利費	14,160,000	14,100,000	60,000
派遣料	15,000,000	12,600,000	2,400,000
会議費	1,386,000	4,513,000	△ 3,127,000
旅費交通費	16,000,000	37,295,000	△ 21,295,000
通信運搬費	15,231,000	26,540,000	△ 11,309,000
減価償却費	72,000,000	29,400,000	42,600,000
消耗什器備品費	12,935,000	13,635,000	△ 700,000
修繕費	60,000	150,000	△ 90,000
印刷製本費	10,369,000	11,709,000	△ 1,340,000
光熱水料費	1,800,000	1,800,000	0
賃借料	4,100,000	8,800,000	△ 4,700,000
委託費	84,406,000	59,546,000	24,860,000
リース料	135,000	480,000	△ 345,000
渉外費	4,000,000	4,000,000	0
手数料	3,600,000	3,600,000	0
租税公課	1,500,000	1,800,000	△ 300,000
会費徴収手数料	32,500,000	30,000,000	2,500,000
保険料	1,000,000	794,000	206,000
諸謝金	5,155,000	5,643,000	△ 488,000
諸会費	1,392,000	1,427,000	△ 35,000
支払寄付金	0	8,000,000	△ 8,000,000
会員証発行費	4,160,000	4,460,000	△ 300,000
雑費	100,000	15,000	85,000
経常費用計	1,594,333,000	1,602,601,000	△ 8,268,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 131,144,000	△ 40,354,000	△ 90,790,000
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 131,144,000	△ 40,354,000	△ 90,790,000
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減	△ 131,144,000	△ 40,354,000	△ 90,790,000

令和4年度(2022年)収支予算書内訳表

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

公益社団法人日本理学療法士協会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	30,000				30,000
特定資産受取利息	30,000				30,000
受取入金	44,500,000				44,500,000
受取入金	43,500,000				43,500,000
受取特別入金	1,000,000				1,000,000
受取会費	606,400,000		602,400,000		1,208,800,000
受取会費	602,400,000		602,400,000		1,204,800,000
受取賛助会費	4,000,000				4,000,000
事業収益	160,579,000				160,579,000
図書販売収益	600,000				600,000
広告収益	550,000				550,000
研修会収益	128,052,000				128,052,000
学術研修大会収益	18,627,000				18,627,000
その他の収入	12,750,000				12,750,000
受取補助金等	20,000,000				20,000,000
受取国庫補助金	20,000,000				20,000,000
雑収益	19,660,000	1,120,000	8,500,000		29,280,000
保険事務手数料	0	1,120,000			1,120,000
その他の収益	19,660,000		8,500,000		28,160,000
経常収益計	851,169,000	1,120,000	610,900,000	0	1,463,189,000
(2) 経常費用					
事業費	1,163,841,000	20,090,000			1,183,931,000
役員報酬	51,567,000				51,567,000
給料手当	151,984,000				151,984,000
臨時雇賃金	2,287,000				2,287,000
賞与	20,944,000				20,944,000
賞与引当金繰入額	10,472,000				10,472,000
退職給付費用	10,360,000				10,360,000
役員退職慰労引当金繰入額	6,355,000				6,355,000
法定福利費	33,040,000				33,040,000
派遣料	40,000,000				40,000,000
会議費	940,000				940,000
旅費交通費	29,307,000				29,307,000
通信運搬費	95,557,000	480,000			96,037,000
減価償却費	168,000,000				168,000,000
消耗什器備品費	3,330,000				3,330,000
修繕費	140,000				140,000
印刷製本費	44,662,000				44,662,000
光熱水料費	4,200,000				4,200,000
リース料	1,755,000				1,755,000
賃借料	7,110,000				7,110,000
諸謝金	20,782,000				20,782,000
諸会費	36,557,000				36,557,000
支払負担金	7,430,000				7,430,000
支払助成金	114,440,000				114,440,000
委託費	159,532,000				159,532,000
士会援助金	83,500,000				83,500,000
ブロック援助金	15,850,000				15,850,000
保険料	0	18,750,000			18,750,000
手数料	8,400,000				8,400,000
租税公課	3,500,000				3,500,000
会費徴収手数料	31,640,000	860,000			32,500,000
雑費	200,000				200,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引	合 計
管理費			410,402,000		410,402,000
役員報酬			24,303,000		24,303,000
給料手当			65,136,000		65,136,000
賞与			8,976,000		8,976,000
賞与引当金繰入額			4,488,000		4,488,000
退職給付費用			4,440,000		4,440,000
役員退職慰労引当金繰入額			2,070,000		2,070,000
法定福利費			14,160,000		14,160,000
派遣料			15,000,000		15,000,000
会議費			1,386,000		1,386,000
旅費交通費			16,000,000		16,000,000
通信運搬費			15,231,000		15,231,000
減価償却費			72,000,000		72,000,000
消耗什器備品費			12,935,000		12,935,000
修繕費			60,000		60,000
印刷製本費			10,369,000		10,369,000
光熱水料費			1,800,000		1,800,000
賃借料			4,100,000		4,100,000
委託費			84,406,000		84,406,000
リース料			135,000		135,000
渉外費			4,000,000		4,000,000
手数料			3,600,000		3,600,000
租税公課			1,500,000		1,500,000
会費徴収手数料			32,500,000		32,500,000
保険料			1,000,000		1,000,000
諸謝金			5,155,000		5,155,000
諸会費			1,392,000		1,392,000
支払寄付金			0		0
会員証発行費			4,160,000		4,160,000
雑費			100,000		100,000
経常費用計	1,163,841,000	20,090,000	410,402,000	0	1,594,333,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 312,672,000	△ 18,970,000	200,498,000	0	△ 131,144,000
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 312,672,000	△ 18,970,000	200,498,000	0	△ 131,144,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減	△ 312,672,000	△ 18,970,000	200,498,000	0	△ 131,144,000

資金調達及び設備投資の見込み

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 資金調達の見込みについて

当年度における借入予定なし

2. 設備投資の見込みについて

当年度における設備投資予定なし

3. その他（特定資産等の収支見込み）

財政安定化積立金支出として、3,600万円を予定している。

60周年記念事業積立金支出として、3,000万円を予定している。

報告事項 4. 懲戒規程の改正について

懲戒規程について、主に以下の点を改正したことを報告した。

<委員について>

	新	旧
委員の員数	<u>37～48名</u>	7名
部会の出席委員	<u>10名</u>	同上

<懲戒処分の決定フローについて>

手順	新	旧
方向性	<u>懲戒委員会の独立</u>	—
懲戒委員会	<u>總會の下</u>	理事会の下
不祥事案件の報告先	会長	会長
不祥事案件の諮問	会長が懲戒委員会に <u>審査依頼</u>	会長が懲戒委員会に諮問
懲戒処分の審査	懲戒委員会	懲戒委員会
懲戒処分の答申	懲戒委員会が会長へ <u>報告</u>	懲戒委員会が会長へ答申
懲戒処分の決定	<u>懲戒委員会</u>	会長
懲戒処分の通知	会長名で発出	会長名で発出

※下線を付した箇所が変更点

懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）会員の懲戒処分につき必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒委員会設置)

第2条 本会に懲戒委員会を置く。

(懲戒委員会の任務)

第3条 懲戒委員会は、第11条に定める事案について審査し、必要な処分を決定する。

(委員の選任)

第4条 委員は、倫理委員会委員長及び、各都道府県理学療法士会の推薦を得た立候補者1名ずつにより、代議員総会にて選任する。

2 前項の立候補者が欠員の場合は、理事会が推薦する。

(組織)

第5条 委員会は、倫理委員会委員長並びに、原則として各都道府県理学療法士会の理事、監事及び役員経験者1名ずつからなる37～48名の委員により構成する。

2 前項の委員は、複数の性を含むものとする。

3 第1項において、委員は本会役員であることを妨げない。

4 委員長は、第1項に定める倫理委員会委員長が務めるものとする。

(委員の職務)

第6条 委員長は、委員会を統括し、懲戒委員に対する研修の機会を設け、審査結果に偏りが生じないよう最大の注意を払うものとする。

2 委員は、第12条に定める部会に出席すべき委員に選出されたときは、第10条に定める懲戒処分が必要と考えられる所属会員からの必要な事情聴取及び審査を行う。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。

(1) 本会から懲戒処分を受けた者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

(4) 逮捕又は勾留されている者

(就任禁止事由)

第8条 本会代議員及び事務局職員は、委員の職務に就くことができない。

(任期)

第9条 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査中の事案がある場合、担当する委員の任期を、当該事案に関わる審査が終結する日までとする。

(事案の報告)

第10条 都道府県理学療法士会会長は、懲戒処分が必要と考えられる所属会員による事案が発生したときは、速やかに本会会長に報告する。

(事案の審査依頼)

第11条 本会会長は、前条において報告を受けた事案について、懲戒委員会に審査依頼をする。

(部会)

第12条 委員会は、前条の審査依頼を受けたときは、部会を開催する。

- 2 委員長は、前項の部会に出席すべき委員を選出する。
- 3 前項の手続きについては、別に定める。
- 4 部会の議長は、委員長が務めるものとする。
- 5 部会では、懲戒対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 6 部会は、必要に応じて、事前に外部有識者の助言を求めることができる。
- 7 審査結果は、全員一致を原則とする。

(非公開)

第13条 懲戒委員会の内容は、非公開とする。

(守秘義務)

第14条 本会会長、懲戒委員を含め、第6条第2項の事情聴取及び審査の他この規程における一切の過程に関わる者は、当該過程において知り得た内容を他に漏らしてはならない。退任後及び異動後においても同様とする。

(懲戒の種類)

第15条 会員に対する懲戒は、次の4種とする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 会員権利の5年以内の停止
- (4) 除名相当

(懲戒処分の量定)

第16条 懲戒処分に該当する事由が認められるときは、前条各号のいずれかの処分がなされる。

(量定の決定)

第17条 懲戒委員会は部会にて審査を行い、処分を決定する。

- 2 前項の定めにかかわらず、処分が第15条第4号に定めるものであったときは、懲戒委員会は、直近の定時総会に提出し処分決定の決議を求めるものとする。
- 3 前項において、当該定時総会で否決されたときは、当該処分は会員権利停止6年とする。

(審査結果の報告)

第18条 部会は、審査結果を委員長に報告する。

- 2 委員長は、前項の審査結果を180日以内に本会会長に報告する。

(懲戒処分の告知)

第19条 前条の定めにより懲戒処分が報告されたときは、本会会長は被処分者に対し、懲戒処分及びその理由を、文書（以下、「処分書等」という。）を交付して告知する。被処分者の所在不明、受領拒否

等により処分書等を交付できないときは、公示送達の方法によりこれを告知する。

(懲戒処分の通知)

第20条 懲戒処分のあったときは、本会会長は被処分者の所属する都道府県理学療法士会会長に対し、処分書等の写しを交付して通知する。

2 懲戒処分に該当しない場合も、事案報告があった都道府県士理学療法士会会長へ経過報告する。

(懲戒処分の効力)

第21条 懲戒処分は、第19条における告知のときに効力を生ずる。

(権利の回復)

第22条 権利の回復は、以下のとおりとする。

- (1) 第15条第3号に該当する会員及び同条第4号に該当する会員であって第17条第3項の定めにより会員権利停止6年となった会員は、懲戒の期間を満了したとき、速やかに会員としての権利を回復する。ただし、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。
- (2) 第17条第2項の定めにより除名された者は、除名後6年を経過した場合には、再度入会の申込みをすることができる。

(公表)

第23条 本会会長は、社会的に影響が大きいと判断される事案については、電子公告により公表する。

(異議申立)

第24条 懲戒処分に不服のある被処分者は、告知の日から14日以内に文書により本会に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の申立は、同一事案について重ねて行うことはできない。

(異議申立を受けた場合の対応)

第25条 本会会長は、前条における申立を受けた時は、再度、懲戒委員会に審査依頼しなければならない。

(その他)

第26条 この規程に定めのない事項については、委員長が別に定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃にあたっては、総会の承認を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年9月16日一部改正し、施行する。

附則

- 1 この規程は、委員会名称、委員構成等追加などを改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、裁定委員会規程を廃止する。

附則

- 1 この規程は、組織、委員会開催、懲戒の種類等を改正して令和4年4月1日に公布し、令和5年度定時総会終結の時から施行する。ただし、第4条については、当該定時総会を5ヶ月遡る日から施行する。

発行：公益社団法人日本理学療法士協会
〒106-0032 東京都港区六本木7-11-10
電話 03-5843-1747 (代表)

発行年月日：2022年6月20日